

やまぐち自転車活用推進計画 概要

1 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

- 「自転車活用推進法」の施行(H29.5.1)
- 法第9条に基づく基本計画「自転車活用推進計画」の閣議決定(H30.6.8)
- 法第10条に基づき、策定する地方版自転車活用推進計画「やまぐち自転車活用推進計画」の策定

(2) 計画期間

2022年度までとする
 長期的な展望を視野に入れつつ、上位計画である「やまぐち維新プラン」を勘案

(3) 現状と課題

- ①都市環境 ②健康増進 ③観光地域づくり ④安心・安全

2 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

4つの目標と実施すべき18の施策を定める

3 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

4 自転車の活用に関する施策を推進するために必要な事項

【現状と課題】

①都市環境

・歩行者、自転車、自動車分離された走行環境の整備が必要である。
 ・公共交通機関が脆弱で、自動車への依存度が高い。
 ・コンパクトシティの形成等の街づくりを進める上で、移動手段確保の観点から、自転車利用を促進する必要がある。

②健康増進

・健康寿命の延伸や生活習慣病の予防、体力づくりが必要である。
 ・障害のある人の健康維持・増進、社会参加の促進が必要である。
 ・誰もが身近に自転車を楽しめる環境づくりをする必要がある。

③観光地域づくり

・自転車による観光交流人口の拡大に取り組んでおり、更なる「サイクル県やまぐち」の実現に向けた、官民が連携した走行環境の整備、受入環境の整備及び情報発信が必要がある。

④安心・安全

・自転車の安全利用を図るためには、交通ルールの周知や安全教育の推進が必要である。

【目標】

〔目標1〕自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

本県の特性である分散型都市構造を活かしたコンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。

〔目標2〕サイクリスポートの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指す。

〔目標3〕サイクルツーリズムの推進による観光目的地やまぐちの実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、県民参加型サイクリングイベント、トップアスリートが参加する国際大会等の自転車競技の誘致・開催等を通じた交流人口の拡大、観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

〔目標4〕自転車事故のない安心・安全な社会の実現

歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し尊重しあう、安心・安全な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

【実施すべき施策】

1. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進
2. 公共交通機関との接続を強化するためのシェアサイクル・レンタサイクルの普及の促進
3. 県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備
4. 国の社会実験等を踏まえた、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けた自転車のIoT化の促進
5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施
6. 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保

7. 関係団体と連携した自転車競技の普及・振興
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出、幅広い年齢層におけるサイクリスポート振興の推進
9. 県民の健康への関心を高めることを目的とした、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進

11. 海外向け情報発信の強化
12. 官民が連携した走行環境の整備、受入環境の整備及び効果的な情報発信による、世界に誇るサイクリング環境の創出及びサイクルツーリズムの推進

13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について県民に分かりやすく示すことによる、高い安全性を備えた自転車の普及の促進
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上の促進、安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の推進
15. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施による、自転車の安全な利用の促進
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進
17. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進(実施すべき施策1の再掲)
18. 危機管理体制の強化のための、災害時における自転車活用の推進による地域社会の安心・安全の向上

○本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けつつフォローアップを行い、計画期末に施策の効果に関する評価を行った上で、計画を見直す。

自転車活用の推進に関する4つの目標

〔目標1〕 自転車交通の役割拡大による 良好な都市環境の形成

◆ 歩行者、自転車、自動車分離された自転車通行空間の整備事例

〔自転車道〕

(県道下関停車場線)



〔自転車歩行者道〕

(県道岩国停車場線)



◆ 自転車が通行する部分を示す、自転車歩行者道や車道混在とする場合の整備方針 (県道山口小郡秋穂線)

(県道山口小郡秋穂線)

(矢羽根型路面表示)



〔目標3〕 サイクルツーリズムの推進による 観光目的地やまぐちの実現

◆ 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備

- ・サイクリストの走行環境、受入環境の充実
- ・多言語化や民間人による情報発信の本格稼働など

1 シンボルイベントの開催

2 サイクルスポーツ環境の整備

3 効果的な情報発信



〔目標2〕 サイクルスポーツの振興等による 活力ある健康長寿社会の実現

◆ 誰もが楽しめるサイクルスポーツ振興の推進

- ・ハンドサイクル、タンデムサイクル等を含め、誰もがサイクルスポーツを楽しめる機会の創出



〔目標4〕 自転車事故のない 安心・安全な社会の実現

◆ 歩行者、自転車、自動車が交通ルールを理解し、安全で安心な交通環境の創出

【自転車交通安全教室等の実施】

【正しいヘルメットの着用】



【自転車シミュレーターによる啓発】

【模擬市街地における体験】

